別紙１

別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

附属機関又は会議体の名称		豊島区障害者権利擁護協議会
事務局（担当課）		障害福祉課
開　催　日　時		令和７年　９月 11 日（木）　18 時 30 分　～　20 時 30 分
開　催　場　所		区役所本庁舎　509・510 会議室
議　　題		（１）　令和６年度障害者差別に係る相談一覧 （２）　令和６年度障害者差別解消に関する取組みの結果報告について （３）　令和７年度障害者差別解消に関する取組みについて　(案) （４）　障害者差別解消法に係る合理的配慮の実態調査の結果について
公開の可否	会　議	☑公開　☐非公開　☐一部非公開　　傍聴人数　　１人
	会議録	☑公開　☐非公開　☐一部非公開
出席者	委　員	鈴木孝典、坂本千花、内田暁彦、羽鳥乃路、前田貴子、 薬袋高久、安井敦子、菊池恵未、垣沼有紀子、川村愼二、 中島裕子、武井悦子、長谷川則之、小林純子、田中慎吾、 山田さつき、安田容子
	そ の 他	福祉部長、障害福祉課長、障害支援担当課長・福祉総務課長（事務局） 障害福祉担当係長、障害福祉担当主事

１　開会
２　委員の変更について
３　会議の傍聴、会議録について
４　議事

１）令和６年度障害者差別に係る相談一覧
　資料１に基づき、事務局より説明
（会長）　相談件数が増えてきたということは、社会的に障害者差別に関する周知が進んできたことの表れである。
（委員）　障害福祉課内だけで判断ができない内容の場合はどのように対応しているのか。
（事務局）まず相談があった場合は東京都の対応マニュアルや豊島区の職員対応マニュアル等を用いて、係内で相談をする。
　建設的対話を用いて、お互いが円滑に事象を解決できるよう促している。
（会長）　マニュアル等に沿った対応が、障害福祉課だけでなく各課でできるようになるとよい。
（委員）　事業者からの相談件数も増加してきているが、区としてホームページ等で相談事例の紹介などをする予定はあるか。
（事務局）前期の権利擁護協議会で区民向けの差別解消法周知パンフレットを作成した。次回このパンフレットを改訂する際に、事業者向けの目線も含めて改訂する。
（委員）　障害者差別に関する相談窓口は区報などに掲載しているのか。
（事務局）相談窓口についてはホームページで掲載している。
（会長）　インターネットを使用しない方に対する周知方法についても検討が必要である。
（委員）　以前、職員に対する研修として e-ラーニングを行っているという報告を受けたが、今も継続しているのか。
（事務局）職員に対する e-ラーニングは継続して実施している。しかし、３年前までは職員悉皆の研修の位置づけであったが、コンプライアンス等の悉皆研修が増えてきたことにより、悉皆ではなくなってしまった。
　また、新規採用職員の必修研修として障害者差別解消に関する講義をしている。

２）令和６年度障害者差別解消に関する取組みの結果報告について
３）令和７年度障害者差別解消に関する取組みについて （案）
資料２、３に基づき、事務局より説明
（委員） e-ラーニングは 995 人受講したとのことだが、受講対象者数はどれほどいるのか。
（事務局）職員悉皆研修以外は各課ごとに受講する研修を決めている。そのため、障害者差別解消法に関する研修を選択した課の職員総数が受講対象者数ということになるが、この数は正確には把握していない。
職員全体の人数ということであれば、正規職員 2,000 人程度、会計年度任用職員 2,000 人程度である。
（会長） イエローリボンの配付について、昨年度は 3,300 個配付しているが今年度の予定は 3,000 個となっている。300 個減少している理由は何か。
（事務局）イエローリボンは毎年、各課に何個必要であるかを調査し、配付数を確定している。今年度分は調査前のため仮で 3,000 個としている。
（会長） イエローリボンについて、職員の着用率はどの程度であるのか。
（事務局）名札につけている職員が大半である。
４）障害者差別解消法に係る合理的配慮の実態調査の結果について
資料４に基づき、事務局より説明
（委員） イベントチェックシートを使用していない課や委託事業者へ差別解消マニュアルを提供していない課について、再度周知をしたと記載があるが、対応期限等を設けて依頼しているのか。
（事務局）対応期限は設けていない。
（委員） 以前、イベントを開催した際に合理的配慮チェックシートを確認することなく、進めてしまった。合理的配慮チェックシートの活用は区が行う事業の他、区が後援するイベント等についても対象に含まれるのか。
（事務局）合理的配慮の提供は事業者にも義務づけられているため、行政のイベントだけではなく、事業者等が開催するイベントについても活用していただきたい。
（会長） 合理的配慮チェックシートは Web 上で公開しているのか。
（事務局）現在は、Web 上では公開していない。
（会長） 一般向けに公開することは困難であるか。
（事務局）現在のイベントチェックシートは区職員向けに作成したものであるが、事業者等に活用していただくことについても検討する。
（委員） 今年センタースクエアで開催された戦後 80 周年イベントでは、手話通訳者が配置されておらず、興味があったが話を聞くことができなかった。
別のイベントでも度々そのようなことがあるため、改善してほしい。
（事務局）各課がイベントを行う際には、各課の判断により適切な情報保障がされる

べきであるが、もし適切な情報保障がされていないということがあれば、障害福祉課から指導する。

（委員） アンケート内容に失語症のことが書かれていないことからも分かる通り、他の障害に比べて一般区民や区職員の方に知られていない現状である。
どのように周知していくか今後検討していく必要がある。

（事務局）豊島区でも今年から個人の方に対する失語症コミュニケーション支援事業が始まっている。
区職員に対しては、庁内通信を用いて失語症に関する周知を図っている。
また、現在改訂作業を行っている防災の手引きにおいても、失語症に関する内容を追加している。

（委員） 一般区民向けに失語症に関する講義や講座なども開催してもらいたい。

（事務局）現時点で予定はしていないが、今後検討する。

（会長） 障害者施策の対象が多様化していく中で、その方々に対応した情報保障や合理的配慮が必要となる。予算や人員を含めて計画的に進めていく必要がある。

（委員） 知的障害のある方に付き添って選挙会場に行くことがあるが、選挙会場の中までは付き添いの人は入ることができないため、その先は選挙会場の方にお願いしている。調査の回答内容でその話は出てきていないが状況はどのようになっているのか。

（事務局）先日、総務省より投票管理者が認めた場合、介助者も投票所内に同伴できるという通知があった。しかし、選挙会場内では特定の政党名などを発してはいけないというルールもあることから、現状は具体化することが難しい。
また、豊島区では障害のある方のために投票支援パンフレットを作成し、啓発を進めている。

（委員） イエローリボン通信は内容がとても分かりやすいため、指定管理者や委託事業者等にも提供すると良い。

（事務局）イエローリボン通信のまとめ版を作成し、事業者向けに発信することも検討する。

（会長） 問８については、円グラフではなく、情報機器ごとに割合を出したほうが良い。

（会長） 問 15 の「豊島区役所の自衛消防隊で災害時に避難誘導を担当するが、車いすや電動車いすで階段からの避難が困難な方への対応ノウハウがない。」という課題は早急に改善する必要がある。

（委員） 問６，７の合理的配慮で対応できなかった事例等が特になしとなっているが、これは良いことなのか。

（会長） 回答者が質問内容を理解できていない可能性があるため、質問方法につい

て検討する必要がある。 次回調査の際には、一緒に検討させていただきたい。 （副会長）問２、６、７などのすべての課で該当なしという回答になっている質問については、質問方法を工夫した方が良い。 また、問 15 で出ている困った事例については今後改善する際の材料として活用できると良い。 ４　閉会

会 議 の 結 果	・新たな決定事項はなし。
提出資料等	資料１　令和６年度障害者差別に係る相談一覧 資料２　令和６年度障害者差別解消に関する取組みの結果報告について 資料３　令和７年度障害者差別解消に関する取組みについて 資料４　障害者差別解消法に係る合理的配慮の実態調査まとめ 資料５　虐待事例への対応状況等(国) 別紙１　第２回豊島区権利擁護協議会会議録 別紙２　第３回豊島区障害者権利擁護協議会に対するご意見等の提出について 別紙３　令和６・７年度豊島区障害者権利擁護協議会名簿